　この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ大玉村役場（施設（事業者）を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、家庭から２人以上の児童の申請を同時に行う場合は、それぞれの児童ごとに１枚の用紙を用いてください。

**【表面】**

・「申請者（保護者）氏名」

同意事項の内容を確認し、提出日を記入のうえ、署名してください。（押印不要です。）

・「申請及び入所入園希望児童」

「氏名」にふりがなを付し、「生年月日」を記入し、「性別」の欄は該当するものを〇で囲んでください。

・「保護者住所・連絡先」

「電話番号」については、連絡のつきやすい電話番号を記入してください。

・「認定者番号」

申請児童が既に施設型給付費・地域型給付費の支給認定を受けている場合のみ、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。

**①世帯の状況**

・「児童の世帯員」

申請児童本人以外の申請児童の保護者及び同居している親族等の世帯員全員について記入するとともに、「性別」及び「住民税の課税」は該当するものを〇で囲んでください。

「連絡先」は、日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

・「世帯の状況」

該当する□にチェック（☑）してください。

**【裏面】**

**②保育の利用を必要とする理由等**

・「利用希望期間」

施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。（保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる機関の範囲内で記入してください。）

※利用期間は、年度ごとに更新するため、年度途中での対処を希望されない場合は、当該年度末日（３月３１日）までとしてください。

・「希望認定区分」

希望するものを〇で囲んでください。※年齢は、当該年度の４月１日時点の年齢

　Ⅰ）１号認定（満３歳以上で、幼稚園等での教育）を希望される場合

１を〇で囲み、預かり保育希望の有無の該当するものを〇で囲んでください。

　Ⅱ）２号認定・３号認定（満３歳以上・満３歳未満で、「保育の認定基準」に該当し、保育所等での保育）を希望される場合

２を〇で囲み、児童を保育できない理由として該当するもの全ての□にチェック（☑）してください。なお、記載項目以外で児童を保育できない理由がある場合は、「その他」にチェック（☑）し、内容を（　）内に記入してください。

「土曜保育希望の有無」及び「延長保育希望の有無」の欄は、該当するものを〇で囲んでください。

「利用希望時間等」の欄は、保育を希望する（児童を保育できない）曜日を〇で囲み、利用希望時間を記入してください。

・「利用を希望する施設（事業者）名」

希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例：既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、自宅（職場）から距離が近いため等）を記入してください。

**③「申請児童の情報」**

・「障害者手帳の有無」

申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳等）の有無について、該当するものを〇で囲んでください。

・「アレルギー情報」

申請児童のアレルギーの有無について、該当するものを〇で囲み、「有」の場合は内容を（　）内に記入してください。

・「その他の特記事項」

申請児童について該当するものを〇で囲み、「有」の場合は内容を（　）内に記入してください。

【留意事項】

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）の入所については、

　　保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合

　　希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合

　　保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますので、あらかじめご了承ください。

**保育の認定基準**

　保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれも（保護者と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

|  |  |
| --- | --- |
| (１)就労等 | ・家庭外労働：児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合  ・家庭内労働：児童の保護者が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合 |
| (２)妊娠・出産 | 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 |
| (３)疾病・障害 | 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合 |
| (４)介護等 | 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合 |
| (５)災害復旧 | 火災、風水害、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合 |
| (６)求職活動 | 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合 |
| (７)就学 | 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合 |